

千葉県監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成23年11月18日

千葉県監査委員	宮	下	公	夫
同	宮	原	清	貴
同	山	浦		衛
同	橋	本		登

23千総総第1679号
平成23年11月16日

千葉市監査委員 宮下 公夫 様
同 宮原 清貴 様
同 山浦 衛 様
同 橋本 登 様

千葉市長 熊谷 俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成21年度監査報告第1号、平成21年度監査報告第10号、平成21年度監査報告第12号、平成22年度監査報告第7号、平成22年度監査報告第8号、平成22年度監査報告第10号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 設計・積算について改善すべき事項</p> <p>ア 道路区画線の設計単価を適正に積算すべきもの [建設局：磯辺茂呂町線舗装改良工事（大金沢町工区）、千葉市稲毛区保健福祉センター（仮称）新築外構工事]</p> <p>土木工事積算基準によると、道路区画線の設計単価については、道路区画線の総延長に基づいて、標準単価に定められている加算率を乗じて算出することとなっている。</p> <p>しかしながら、当該工事2件においては、道路区画線の総延長が500m以上であることから、標準単価に「500m以上」の加算率を乗じて設計単価を算出すべきところを、それぞれの仕様毎の延長により、標準単価に「500m未満」の加算率を乗じて算出していた。</p> <p>道路区画線の設計単価については、土木工事積算基準に基づき適正に積算されたい。</p>	<p>道路区画線の設計単価の算出については、平成23年1月6日に、土木部長から工事担当課長に対し文書で通知し、「設計単価の加算率」の項目を追加した工事設計書審査チェックリストを活用し、確実なチェックを実施するよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、道路区画線の設計単価を算出する際に、適正な加算率が選択されているか、画面で確認を促すように土木工事積算システムを改修し、平成23年1月から運用を開始した。</p>
<p>(1) 設計・積算について改善すべき事項</p> <p>イ 視覚障害者誘導用ブロックの設置を適正に行うべきもの [建設局：天台84号線外1特定経路整備工事]</p> <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（いわゆる「バリアフリー新法」）に基づく道路の移動等円滑化基準の運用指針によると、特定道路等における中央分離帯上の滞留スペースには、視覚障害者誘導用ブロックを設置することとなっている。</p> <p>しかしながら、本工事においては横断歩道の間部にある中央分離帯上の滞留スペースに、設置すべき視覚障害者誘導用ブロックが施工されていなかった。</p> <p>視覚障害者誘導用ブロックの設置については、道路の移動等円滑化基準の運用指針に基づき適正に行われたい。</p>	<p>中央分離帯の滞留スペースについては、平成22年8月23日に道路の移動等円滑化基準の運用指針に基づき適正に視覚障害者誘導用ブロックの設置を行った。</p> <p>また、視覚障害者誘導用ブロックの設置については、平成23年4月1日に、土木部長から工事担当課長に対し文書で通知し、道路の移動円滑化整備ガイドラインチェックリストを活用した確実なチェックを実施するよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p>

<p>(2) 契約について改善すべき事項</p> <p>ア 個人情報管理責任者の設置の報告を適正にするよう指導すべきもの[建設局: J R海浜幕張駅路上自転車駐車場整備工事、穴川横橋町線外2道路改良工事、人孔蓋更新工事(南部処理区21-1)、下水道雨水浸透施設工事(弥生21-1)]ほか</p> <p>千葉県個人情報保護条例の制定により、運用基準として定められた千葉県個人情報を取り扱う事務の委託に関する基準が平成20年10月に改正され、受託者(請負者)等が講ずべき措置・責務等について、千葉県建設工事請負契約約款に個人情報取扱特記事項として規定されている。</p> <p>同契約約款の個人情報取扱特記事項第3の第2項によると、「乙(請負者)は、この契約による事務に係る個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を設置し、甲(発注者)にその旨を報告しなければならない。」とされている。</p> <p>しかしながら、当該工事80件においては、発注者は、請負者から個人情報管理責任者の設置の報告を受けていなかった。</p> <p>個人情報管理責任者については、同契約約款に基づき、発注者は、請負者から設置の報告を受けるとともに、発注者に対しその旨を報告するよう請負者を指導されたい。</p>	<p>個人情報管理責任者の設置については、平成23年1月11日に建設局主管課長から工事担当課長に対し文書で通知し、千葉県建設工事請負契約約款に基づき工事着手前に請負者から書面で提出を求めるよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、監督職員は、請負者に対して設置の報告について指導することとした。</p> <p>なお、平成23年1月から、契約課において落札者へ配布する契約関係提出書類のお知らせに「個人情報管理責任者届」を追加し、周知を図っている。</p>
<p>(3) 施工について改善すべき事項</p> <p>ア 道路占用における仮設物件の残置手続きを適正に行うべきもの[建設局: 下水道排水施設工事(大森雨水21-1工区)]</p> <p>千葉県道路占用規則で定める残置基準によると、道路占用者は、廃止管路及び仮設物件を残置しようとするときは、道路管理者の許可を受けなければならないとされている。</p> <p>また、その際には道路占用許可申請書に残置物件内訳書を添付して、下水道管及びマンホールなどの本体構造物とともに道路</p>	<p>仮設物件の残置手続きについては、平成22年11月9日に、下水道建設部長から工事担当課長に対し文書で通知し、道路占用規則等の関係法令に基づく適正な手続きを行うよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、工事担当課においては、工事個所別チェックリストのチェック項目に「残置手続き」を追加し、確実な手続きを実施するよう所属職員へ周</p>

<p>占有許可を受けることとされている。</p> <p>しかしながら、本工事においては、下水道雨水本管の推進工事により土留用として設置した仮設材のライナープレート(2箇所)について、道路面から 1.5 mまでの深さのものは、撤去しているが、1.5 mを超える深さのものは、撤去が困難なことから道路占有許可を受けずに残置されていた。</p> <p>道路占有における仮設物件の残置手続きについては、関係法令に基づき、適正に行われたい。</p>	<p>知徹底を図った。</p> <p>なお、残置されたライナープレートについては、道路管理者と協議を行い、平成23年8月24日に承認された。</p>
<p>(3) 施工について改善すべき事項</p> <p>イ 作業員の安全を確保すべきもの [建設局：南部浄化センターC系水処理施設土木工事]</p> <p>(ア) 重機作業時における作業員の安全を確保すべきもの</p> <p>労働安全衛生規則第158条第1項によると、車両系建設機械(以下、「重機」という。)を用いて作業を行なうときは、運転中の重機に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせてはならないとされている。</p> <p>しかしながら、本工事においては、誘導者が現場から離れている際に重機で土の埋戻し作業を行っていたところ、運転員が重機を後退させる際に、前進のギアに入れたまま誤ってブレーキを解除したため、前方で補助作業をしていた作業員に重機が接触し足を骨折する事故が発生した。</p> <p>重機作業を行なう際は、関係法令を遵守し、作業員の安全を確保するよう請負者を指導されたい。</p> <p>(イ) 高所作業での作業員の安全を確保すべきもの</p> <p>労働安全衛生規則第519条第2項によると、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所で囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、</p>	<p>重機作業及び高所作業での作業員の安全確保については、平成22年11月9日に、下水道建設部長から工事担当課長に対し文書で通知し、事故の未然防止のため、労働安全衛生規則等の関係法令の再確認を行い請負者に対して安全対策を徹底するよう、所属職員へ周知を図った。</p> <p>また、当該工事の担当課においては、平成22年11月26日に同課発注工事の全請負者を対象に工事安全会議を開催し、重機作業及び高所作業を行なう際は関係法令を遵守して、作業員の危険防止措置を徹底するよう指導した。</p>

労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないとされている。

しかしながら、本工事においては、型枠支保工足場で通路用の足場板を番線で固定する作業を行っていたところ、安全帯フックを親綱から外し移動していた際に4.2m下の床面に墜落し、足を骨折する事故が発生した。

高所での工事の施工にあたっては、関係法令を遵守し作業員が安全に作業できるよう請負者を指導されたい。

<p>(1) 設計・積算について改善すべき事項</p> <p>ア アスファルト舗装の積算を適正に行うべきもの[都市局:千葉市営住宅宮野木町第1団地第一期建替事業屋外整備工事(BC工区)]</p> <p>公共建築工事標準単価積算基準の運用によると、駐車場等のアスファルト舗装については、舗装面積の広さに応じて定められた施工方法により積算することとされている。</p> <p>しかしながら、本工事においては、市営住宅駐車場のアスファルト舗装の面積が500㎡以上で機械施工が可能であることからアスファルト合材の敷き均しは、機械施工により積算すべきところを、特に狭い場合に使用する人力による敷き均しにより積算していた。</p> <p>アスファルト舗装の積算については、公共建築工事標準単価積算基準の運用に基づき適正に行われたい。</p>	<p>アスファルト舗装の積算については、平成23年4月15日に、建築部長から工事担当課長に対し文書で通知し、公共建築工事標準単価積算基準の運用に基づき適正に実施するよう、所属職員に周知徹底を図った。</p> <p>また、設計・積算を行う際に、積算数量や項目の脱漏等を確認するために運用している営繕工事積算チェックマニュアルのチェック項目に「アスファルト舗装の積算」を追加し、工事担当課長から担当職員に注意を促すとともに周知徹底を図った。</p>
<p>(1) 設計・積算について改善すべき事項</p> <p>イ 公園の階段設置を適正に行うべきもの[都市局:大森町公園(仮称)整備工事]</p> <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(いわゆる「バリアフリー新法」)に基づく都市公園移動等円滑化基準の整備ガイドラインによると、階段の段鼻(段のかどの部分)は、高齢者や視覚障害者等に注意を喚起する観点から、踏面と明度・色相または彩度の差を大きくすることとされている。</p> <p>しかしながら、本工事においては公園内に設置した階段の段鼻と踏面の色相などが同一仕上げとされており、注意喚起を促す施工がなされていなかった。</p> <p>公園の階段設置については、同ガイドラインに基づき適正に行われたい。</p>	<p>大森町公園の階段については、平成23年3月29日に都市公園移動等円滑化基準の整備ガイドラインに基づき段鼻を着色し、踏面との色相、彩度の差を大きくした。</p> <p>また、公園の階段設置については、平成23年4月7日に公園緑地部長から公園緑地部各所属長に対し文書で通知し、同ガイドラインに基づき適正な設計を行うよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p>

(2) 契約について改善すべき事項

ア 個人情報管理責任者の設置の報告を適正にするよう指導すべきもの[都市局:下水道排水施設工事(東幕張21-1工区)、モノレール作草部駅昇降機上屋設置工事、都川総合親水公園(仮称)小川・田んぼエリア施設整備工事その1外20件]

千葉県個人情報保護条例の制定により、運用基準として定められた千葉県個人情報を取り扱う事務の委託に関する基準が平成20年10月に改正され、受託者(請負者)等が講ずべき措置・責務等について、千葉県建設工事請負契約約款に個人情報取扱特記事項として規定されている。

同契約約款の個人情報取扱特記事項第3の第2項によると、「乙(請負者)は、この契約による事務に係る個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を設置し、甲(発注者)にその旨を報告しなければならない。」とされている。

しかしながら、当該工事23件においては、発注者は、請負者から個人情報管理責任者の設置の報告を受けていなかった。

個人情報管理責任者については、同契約約款に基づき、発注者は、請負者から設置の報告を受けるとともに、発注者に対しその旨を報告するよう請負者を指導されたい。

個人情報管理責任者の設置については、平成23年4月に都市部長、建築部長及び公園緑地部長から各部工事担当課長等に対し文書で通知し、千葉県建設工事請負契約約款に基づき工事着手前に請負者から書面で提出を求めるよう、所属職員へ周知徹底を図った。

また、監督職員は、請負者に対して設置の報告について指導することとした。

なお、平成23年1月から、契約課において落札者へ配布する契約関係提出書類のお知らせに「個人情報管理責任者届」を追加し、周知を図っている。

(3) 施工について改善すべき事項

ア アスベスト含有建材の除去終了の確認を適正に行うべきもの[都市局:旧千葉市花見川消防署幕張出張所解体工事]

建築物解体工事共通仕様書によると、アスベスト含有建材の除去作業終了後には、監督職員の立会いのうえで、除去が十分行われていることを目視により確認することとされている。

しかしながら、本工事においては、天井等に使用されていた非飛散性のアスベスト含有建材(板状等に成形されたもの)の除

アスベスト含有建材の除去終了の確認については、平成23年4月15日に、建築部長から工事担当課長に対し文書で通知し、建築物解体工事共通仕様書に基づき、監督職員は立会いのうえで目視による確認を確実に行うよう、所属職員へ周知徹底を図った。

また、監督職員は、請負者に対して除去終了時に立会いを求めるよう指導することとした。

<p>去及び処分は同仕様書に基づき適正に行われていたが、除去作業終了後に実施すべき監督職員立会いのうえでの確認がなされていなかった。</p> <p>アスベスト含有建材の除去終了の確認については、監督職員の立会いを求めるよう請負者を指導するとともに、監督職員は立会いのうえで見視による確認を適正に行われたい。</p>	
<p>(3) 施工について改善すべき事項</p> <p>イ 高所作業での作業員の安全を確保すべきもの[都市局：千葉市立花園中学校改築工事]</p> <p>労働安全衛生規則第519条第2項によると、高さが2メートル以上で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所では、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないとされている。</p> <p>また、同規則第527条第1項第4号によると、移動はしごの使用については、すべり止め装置の取付けその他転位を防止するために必要な措置を講ずることとされている。</p> <p>しかしながら、本工事においては、移動はしごを使用してエントランスホールの3層吹き抜け部分の3階床の高さ（約7m）に相当する梁上端の埃清掃作業を行っていた際、はしごの下方を固定する補助員1名を配置していたが、はしごを下りる際に安全帯を使用しなかったことから、1階天井付近の高さから床面に転落し負傷する事故が発生した。</p> <p>高所での作業にあたっては、関係法令を遵守し作業員の安全を確保するよう請負者を指導されたい。</p>	<p>高所作業での作業員の安全確保については、平成23年4月15日に、建築部長から工事担当課長に対し文書で通知し、事故の未然防止のため、監督職員は労働安全衛生規則等の関係法令の再確認を行い、請負者に対して関係法令を遵守し安全対策の徹底を指導するよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、監督職員は、請負者に対して労働安全衛生規則等の関係法令等を遵守し、高所作業での作業員の安全を確保するよう指導することとした。</p>